

東京都税制調査会答申のポイント

項 目	内 容	
税 源 移 譲	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国庫支出金及び地方交付税の抜本的な見直しにより捻出した財源を原資として、7兆円規模の税源移譲を行う。 (2) 税源移譲は、消費税、所得税、たばこ税により行う。 (3) 税源移譲の方法は、現実的な三段階で実施する。 (4) 税源移譲額等を原資として、新たな「財政調整制度」を創設する。 	
法 定 外 税	<p style="text-align: center;">環境問題などの東京都の抱える政策課題の解決を目的として、税制を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大型ディーゼル車高速道路利用税 (2) 産業廃棄物税 (3) ホテル税 (4) パチンコ税 (5) 昼間流入人口等への課税（継続検討） 	
そ の 他 の 税 制	環 境 に 配 慮 す る 税 制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方環境税の創設 地球温暖化対策として、炭素含有量等を基準とした地方環境税を創設する。 (2) 軽油引取税の課税の適正化 脱税防止や大気汚染を助長する不正軽油を排除するため、地方税としての蔵出課税化を図る。 大気汚染防止の観点から、軽油引取税の税率を引き上げる。 (3) 自動車税等の税率構造の見直し 産業優先の考え方から環境重視の考え方に転換した税率構造とする。 自家用車より低い営業用車の自動車税等の税率を引き上げる。 ディーゼル車とガソリン車の間に自動車税等の税率格差を設定する。
	商 業 地 等 に 係 る 固 定 資 産 税 等 の 負 担 緩 和	<p style="text-align: center;">バブル期の地価高騰の影響により、大都市地域の商業地等の負担が加重となり、また、その時々に対応により制度も極めて複雑化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当面、商業地等の負担水準の上限を60%に引き下げる。 (2) 商業地等の評価に、収益還元法を導入する。 (3) 固定資産税制度の抜本的改革を図り、仕組みを簡明化する。
	芸 術 文 化 に 対 す る 寄 附 金 控 除 の 拡 充	<ul style="list-style-type: none"> (1) 芸術文化に係る対象法人の範囲を拡大する。 (2) 法人税、所得税、個人住民税の寄附金控除限度額を2倍程度に引き上げる。
	個 人 住 民 税 の 税 率 構 造 の フ ラ ッ ト 化	現在の3段階の税率区分をフラット化する。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 少子社会対策として保育施設に係る固定資産税等を軽減する。 (2) 放置自転車対策として自転車駐輪場に係る固定資産税等を軽減する。